

令和8年度

図書館要覧



湧水町くりの図書館

目 次

1	湧水町の概要	1
2	図書館の基本方針及び重点目標、施策等	1
3	組織及び職員体制	3
4	図書館協議会委員名簿	3
5	図書館施設の概要	3
6	図書館奉仕の内容	4
7	図書館の予算及び決算等	5
8	令和8年度事業計画	
1	事業計画	6
2	図書等購入計画	7
3	購入予定新聞一覧	7
4	購入予定雑誌一覧	7
9	令和7年度利用実績	
1	図書館のサービス指標	8
2	分類別蔵書数	9
3	利用状況	10
	(1) 月別利用状況	
	(2) 年度別利用状況推移	
	(3) 年齢等別登録及び利用状況	
	(4) 曜日別利用状況	
	(5) 団体貸出状況	
	(6) 予約(リクエスト)状況	
	(7) 相互貸借状況	
	(8) 施設利用状況	
	(9) レファレンス(調査相談業務)状況	
4	事業等	13
	(1) 行事	
	(2) 定例おはなし会・ブックスタート	
	(3) スキルアップ等の研修実績	
	(4) 視察及び研修等の受け入れ	
	(5) その他	
10	図書館のあゆみ	21
11	条例・規則	27
1	湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例	
2	湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	
3	湧水町くりの図書館協議会運営規則	
4	湧水町くりの図書館職員就業規則	
5	湧水町くりの図書館長に関する規則	

1 湧水町の概要

本町は、鹿児島県の中央北端に位置し、総面積は 144.29k m²です。鹿児島県の中央北端に位置し、町の中心より東に霧島山系に属する栗野岳、南西に国見岳があり、盆地状の地形となっています。湧水町は、肥沃な耕地が拓け、水田地帯を形成しているほか、年中途絶えることなく冷水が湧き出でる竹中池や丸池があります。水道の水源や水田灌漑用水として利用される豊かで美しい自然と景観の地域です。

人口	—	総人口・・・8,018 人	世帯数・・・4,537 戸
		男・・・3,822 人	
		女・・・4,196 人	(令和 8 年 3 月末現在)



2 図書館の基本方針及び重点目標、施策等

1 基本方針（目指す姿）

くりの図書館は、

「気軽に利用でき、心の安らぐ図書館」、

「交流を広げ、互いに高めあう図書館」、

「自由に学び、文化を育てていく図書館」

を基本方針とした図書館づくりに努めます。



2 重点目標

- (1) 町民だれもが気軽に立ち寄り、くつろぐことができ、利用しやすい図書館づくり
- (2) 生涯学習の拠点として、たくさんの町民が触れ合い、語り合い、自由に学習できる図書館づくり
- (3) 町民の様々なニーズに応えるための資料や情報を収集し、整理し、的確に提供でき、町民の暮らしに役立つ図書館づくり

3 施策の方向性及び施策

＜施策の方向性＞

住民の読書の意欲に応え、問題解決の場となるように、図書館資料の充実、図書館サービスの向上、図書館機能の充実を図ります。

「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、不読率の低減、子供の視点に立った読書活動の推進、多様な子供たちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

また、乳幼児期から高校生まで発達段階に応じた本の紹介及び「本がひらく わたしの未来」をキャッチフレーズに、1日20分読書活動を支援します。

＜施策＞

- (1) 利用者の学びと課題解決の支援となるよう資料の充実を図ります。
- (2) 人材育成等により、図書館サービスの向上を図ります。
- (3) 魅力ある事業の実施や情報発信により、読書活動及び図書館利用の促進を図ります。
- (4) 学校等と連携した読書活動の支援等を行います。
- (5) 利便性が高く、利用者にとって利用しやすい環境づくりに努めます。（移動図書館の検討）
- (6) 未利用者の方々への利用拡充を図ります。

4 主な事業

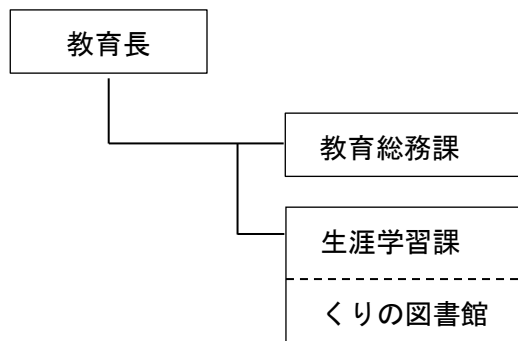
- (1) 図書館資料の計画的整備（購入）
- (2) スキルアップ研修会及び各種図書館研修会への参加
- (3) 「としょかんまつり」や作家講演会等の開催
- (4) 町広報誌やホームページ等による情報発信
- (5) 学校等への団体貸出の充実
- (6) 児童（生徒）選書体験会等の実施
- (7) 図書館システムの更新（次回は令和11年度に更新予定）



↑ 図書館ホームページ

3 組織及び職員体制

1 教育委員会組織



2 図書館職員体制（令和8年4月現在）

図書館長（生涯学習課長兼務）

館長係長以下職員7名（うち司書2名）
 係長（司書1名）、主任（事務2名）
 主事補（事務1名）
 会計年度任用職員（司書1名）
 会計年度任用職員（事務1名）

4 図書館協議会委員名簿

（令和8年6月1日現在）

番号	氏名	役職名	備考
1	安藤 薫	学識経験者	
2	中村 和典	町幼稚園長	吉松幼稚園長
3	溝上 秀人	町学校長代表	幸田小学校長
4	中鶴 史子	町保育園代表	かがやき保育園長
5	有浦 雄蔵	町地区公民館長会代表	東中下場地区公民館長
6	山口 和博	高齢者代表	町老人クラブ連合会代表
7	鮫島 元樹	町PTA代表	栗野中学校PTA会長
8	水谷 恵子	読書グループ代表	読み聞かせサークル「とまと」
9	大久保 忠宗	利用者代表	
10	福永 麻美	利用者代表	

5 図書館施設の概要

1 開館年月日 平成12年4月14日

2 所在地

鹿児島県始良郡湧水町米永411-1

TEL 0995-74-1821

FAX 0995-74-1822



3 施設面積

いきいきセンターくりの郷 総面積 5921.47㎡
(湧水町総合交流施設、くりの図書館の複合施設)

図書館部分 面積 計 1,637.61㎡

1階 1,384.88㎡ (開架部分・公開書庫)

2階 252.73㎡ (創作室・電気炉・閉架書庫)



4 図書館システム 【データベースソフト】 富士通 WebiLis V4
【MARC (マーク)】 TRC MARC

6 図書館奉仕の内容

- 1 開館時間 午前10時から午後6時
- 2 休館日 毎週月曜日・こどもの日、海の日、文化の日を除く祝日・毎月第4木曜日
(館内整理日)・年末年始(12月29日～1月3日)・特別館内整理期間
- 3 利用資格 ① 町内在住者、町内に通勤通学するもの
② ①に掲げるもののほか、館長の認めるもの

4 貸出点数及び期間

図書資料	制限なし	15日間
視聴覚資料	2点	8日間
雑誌(バックナンバー)	2冊	8日間

5 団体貸出

町内の各種団体・学校・施設等が対象

図書資料	100冊	1か月間
視聴覚資料	うち2点	1か月間
雑誌(バックナンバー)	うち2冊	1か月間

※団体貸出については、返却本の回収・貸出本の配達も対応

6 インターネット インターネット情報検索用パソコン 2台

7 コピーサービス 館内に複写用コピー機を設置(実費利用者負担)

7 図書館の予算及び決算等

1 令和8年度一般会計当初予算

区 分	金額(千円)	図書館費の構成比(%)
一 般 会 計	7,831,143	0.67%
教 育 費	738,822	7.08%
図 書 館 費	52,288	—

2 図書館費の予算及び決算（見込含）

（単位：千円）

区 分	令和6年度 決算	令和7年度 決算(見込)	対前年度 増減	令和8年度 当初予算
1 報酬	4,308	4,315	7	4,572
2 給料	9,284	13,891	4,607	14,030
3 職員手当等	6,731	9,008	2,277	9,585
4 共済費	2,406	3,925	1,519	4,034
7 報償費	28	57	29	77
8 旅費	25	126	101	147
10 需用費	4,926	5,456	530	6,411
① うち新聞・雑誌	919	863	△ 56	897
11 役務費	273	339	66	297
12 委託料	7,445	4,878	△ 2,567	5,108
13 使用料及び賃借料	2,051	2,135	84	2,483
14 工事請負費	0	0	0	0
17 備品購入費	6,915	5,484	△ 1,431	5,500
② うち図書等購入費	5,499	5,484	△ 15	5,500
18 負担金及び交付金	14	16	2	17
24 積立金	34	35	1	27
26 公課費	0	8	8	0
計	44,440	49,673	5,233	52,288

資料購入費①+②	6,418	6,347	△ 71	6,397
----------	-------	-------	------	-------

8 令和8年度事業計画

1 事業計画

- (1) 定例おはなし会
・ おはなしの森 (ボランティア&職員) 偶数月 第3日曜日 (くりの図書館)

- (2) 開館記念日行事 4月12日(日)
・ 開館26周年記念おはなし会
職員によるおはなし会&ミニ工作教室

- (3) こどもの日 5月5日(火)
・ こどもの日おはなし会 職員によるおはなし会

- (4) 児童(生徒)選書体験講座 6月5日(金)
・ 町内1学校を対象(上場小学校) 子どもたちによる選書会

- (5) としょかんまつりイン・サマー 7月20日(月)
・ おはなし会
・ 創作教室等(講師:町地域おこし協力隊)

- (6) 夏の大古本市 8月1日(土)~8月31日(月)
・ ブックリサイクル(不要になった本、雑誌の譲渡)

- (7) 特別館内整理期間(休館)
9月14日(月)~24日(木)11日間
・ 不明本の点検や書架の移動、整理等

- (8) 秋のとしょかんまつり 10月18日(日)
・ おはなし会
・ 創作教室(講師:霧島アートの森 学芸員)

- (9) 文化の日おはなし会 11月3日(火)
・ 霧島アートの森 無料開放日に合わせた図書館職員等によるおはなし会

- (10) 冬の大古本市 1月5日(火)~1月31日(日)
・ ブックリサイクル(不要になった本、雑誌の譲渡)

- (11) くりの図書館協議会 年3回

- (12) 図書館読書推進連絡会 年3回

- (13) 学校司書部会 年3回

- (14) ブックスタート~赤ちゃんに抱っこ絵本を~
・ 年6回 乳幼児(3・4ヶ月)健診時



2 図書等購入計画

分 類		蔵 書 数 (令和7年3月31日現在)		令和8年度 購入予定数		合 計	
		点	%	点	%	点	%
0	総 記	3,321	2.8	150	5.2	3,471	2.8
1	宗教・哲学	4,693	3.9	270	9.3	4,963	4.1
2	歴史・地理	10,121	8.5	250	8.7	10,371	8.5
3	社会科学	13,539	11.4	270	9.3	13,809	11.3
4	自然科学	10,331	8.7	270	9.3	10,601	8.7
5	工業・工学	8,126	6.8	260	9.0	8,386	6.9
6	産 業	4,449	3.7	240	8.3	4,689	3.8
7	芸 術	11,879	10.0	260	9.0	12,139	10.0
8	語 学	2,466	2.1	200	6.9	2,666	2.2
9	文 学	34,176	28.7	300	10.4	34,476	28.3
紙芝居		965	0.8	20	0.7	985	0.8
絵 本		12,039	10.1	330	11.4	12,369	10.1
貸出用	視聴覚資料	2,231	1.9	70	2.4	2,301	1.9
雑 誌		700	0.6			700	0.6
合 計		119,036	100.0	2,890	100.0	121,926	100.0

3 購入予定新聞一覧

1	南日本新聞	15年間保存	4	毎日新聞	1年間保存
2	朝日新聞	5年間保存	5	日本経済新聞	1年間保存
3	読売新聞	3年間保存	6	日本農業新聞	1年間保存

寄贈

1	全国農業新聞	1年間保存
---	--------	-------

4 購入予定雑誌一覧

1	Begin	21	クロワッサン	41	日経PC21	寄贈
2	BE-PAL	22	芸術新潮	42	日経woman	
3	BRUTUS	23	月刊クーヨン	43	日経トレンド	
4	driver	24	現代農業	44	日経マネー	
5	ESSE	25	こどものとも 0・1・2	45	俳句	
6	InRed	26	こどものとも 年少版	46	プレジデント	
7	LDK	27	ゴルフダイジェスト	47	文芸春秋	
8	MOE	28	サライ	48	南のつり	
9	Newton	29	趣味の園芸	49	ムー	
10	NHK きょうの料理	30	すてきにハンドメイド	50	やさしい畑	
11	non no	31	Seventeen	51	山と溪谷	
12	SPORTS GRAPHIC NUMBER	32	壮快	52	SU・MI・KA	
13	Tarzan	33	ダ・ヴィンチ	53	健康365	
14	アニメージュ	34	旅の手帖	54	皇室	
15	イラストレーション	35	短歌	55	川柳 番傘	
16	栄養と料理	36	ちいさなかがくのとも	56	暮らしの手帖	
17	オール読物	37	中央公論			
18	オレンジページ	38	デジタルカメラ			
19	家庭画報	39	天然生活			
20	家電批評	40	日経PC21			

9 令和7年度利用実績

1 図書館のサービス指標

項 目	令和7年度	令和6年度
住民一人当たり貸出点数 (個人貸出点数÷人口)	$\frac{67,295}{8,018} \text{ 点} = 8.39 \text{ 点}$	$\frac{68,690}{8,222} \text{ 点} = 8.35 \text{ 点}$
登録者一人当たり貸出点数 (総貸出点数÷登録者数)	$\frac{84,239}{13,919} \text{ 点} = 6.05 \text{ 点}$	$\frac{85,416}{13,506} \text{ 点} = 6.32 \text{ 点}$
1日当たり貸出点数 (貸出点数÷稼働日数)	$\frac{84,239}{286} \text{ 点} = 295 \text{ 点}$	$\frac{85,416}{283} \text{ 点} = 302 \text{ 点}$
住民一人当たり資料費 (資料購入費÷人口) ※資料購入費＝図書資料、雑誌、新聞等購入費	$\frac{6,346,983}{8,018} \text{ 円} = 791.59 \text{ 円}$	$\frac{6,382,812}{8,222} \text{ 円} = 776.31 \text{ 円}$
住民一人当たり蔵書数 (蔵書数÷人口)	$\frac{119,036}{8,018} \text{ 点} = 14.85 \text{ 点}$	$\frac{121,502}{8,222} \text{ 点} = 14.78 \text{ 点}$
蔵書回転率 (貸出点数÷蔵書数)	$\frac{84,239}{119,036} \text{ 点} = 0.71$	$\frac{85,416}{121,502} \text{ 点} = 0.70$

※「鹿児島県の公共図書館の望ましい姿」の基準に合わせた「住民一人当たり貸出点数」は、10.51点となります。

【参考】

「鹿児島県の公共図書館の望ましい姿」(令和元年改訂版)との比較

項 目	基準値	湧水町数値 (R7年度)	基準値との差	備 考
想定人口(人)	9,000	8,108	△ 892	
図書館数(館)	1.1	1	△ 0.1	
のべ床面積(m ²)	857	1,385	528	1階のみの面積
専任職員数(人)	1.9	6	4.1	職員数
うち司書(補)数	1.6	2	0.4	
蔵書冊数(冊)	72,400	116,105	43,705	
購入冊数(冊)	1,350	2,884	1,534	一般・児童図書
貸出点数(点)	54,000	84,239	30,239	
図書資料費(千円)	4,700	6,347	1,647	
図書購入費(千円)	3,760	5,248	1,488	

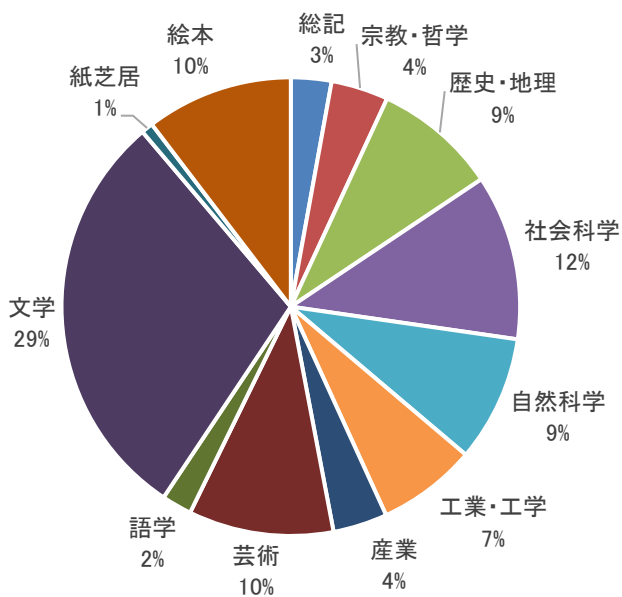
※蔵書冊数116,105冊＝蔵書点数119,036点－視聴覚資料・雑誌点数2,931点

2 分類別蔵書数

分 類		一 般 図 書 蔵書数	児 童 図 書 蔵書数	合 計		
				蔵書数	貸出点数	回転率
0	総 記	2,608	713	3,321	874	0.26
1	宗教・哲学	4,162	531	4,693	2,788	0.59
2	歴史・地理	8,017	2,104	10,121	2,288	0.23
3	社会科学	11,332	2,207	13,539	3,768	0.28
4	自然科学	6,238	4,093	10,331	8,057	0.78
5	工業・工学	6,815	1,311	8,126	6,527	0.80
6	産 業	3,488	961	4,449	2,447	0.55
7	芸 術	9,438	2,441	11,879	7,331	0.62
8	語 学	1,716	750	2,466	1,115	0.45
9	文 学	22,242	11,934	34,176	24,353	0.71
紙芝居			965	965	370	0.38
絵 本			12,039	12,039	21,459	1.78
小 計		76,056	40,049	116,105	81,377	0.70
視聴覚資料				2,231	1,432	0.64
雑 誌				700	1,430	2.04
合 計				119,036	84,239	0.71

令和 8 年 3 月 31 日現在
 ※回転率＝貸出冊数÷蔵書数

分類別蔵書割合（図書のみ）



3 利用状況

(1) 月別利用状況（団体利用・相互貸借を含む）

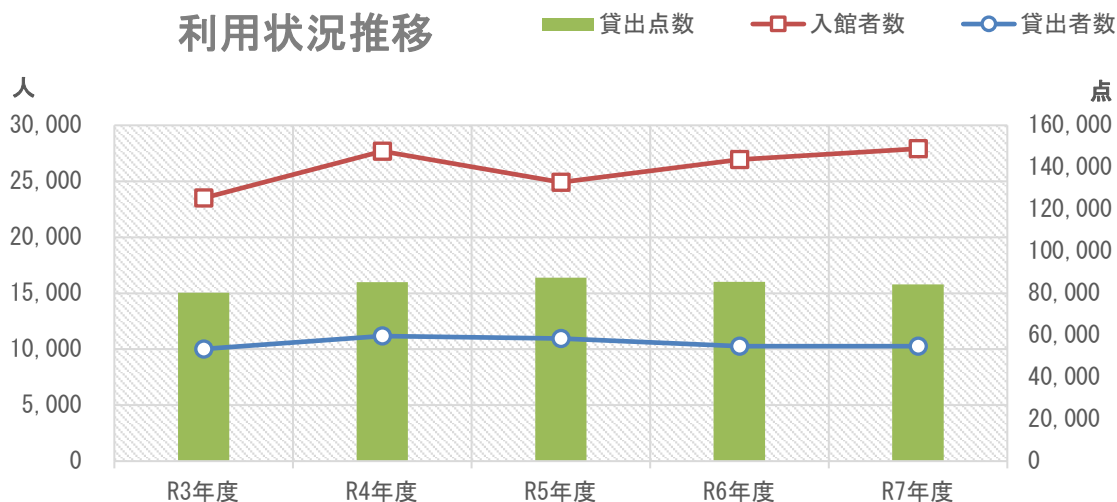
月	開館日数	入館者数	貸出者数	貸出点数	返却点数	登録者数	A V 利用
4	24	1,962	900	7,436	7,278	19	37
5	24	1,992	897	7,092	7,150	23	32
6	24	2,455	928	7,073	6,773	33	41
7	26	3,272	990	8,023	8,052	25	81
8	30	4,084	1,015	8,164	7,747	23	132
9	16	1,705	679	5,810	6,246	19	32
10	26	2,339	877	7,204	6,354	30	30
11	24	2,069	817	6,972	6,966	15	27
12	23	1,837	728	6,008	6,156	4	29
1	23	2,277	899	7,587	6,830	18	42
2	22	1,859	774	6,038	6,030	8	25
3	24	2,058	777	6,832	7,211	11	47
合 計	286	27,909	10,281	84,239	82,793	228	555
令和6年度	283	26,948	10,282	85,416	78,638	173	462
月平均		2,326	857	7,020	6,899	19	46
日平均		97.6	35.9	294.5	289.5	0.8	1.9
人口割		3.5	1.3	10.5	10.3	0.0	0.1

※日平均は令和7年度開館日数（286日）による ※人口：令和8年3月31日現在（8,018人）

(2) 年度別利用状況推移（団体利用を含む）

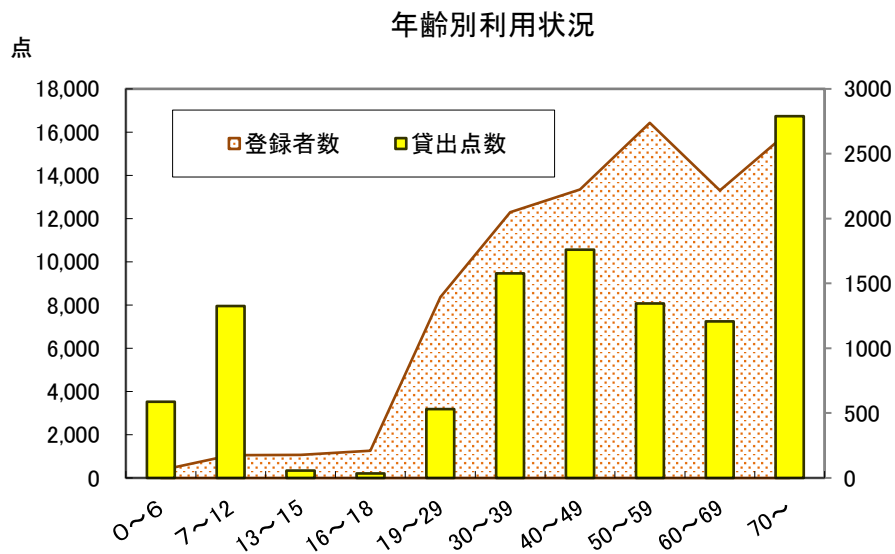
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
入館者数	60,813	60,548	63,088	72,500	70,021	59,612	53,087	51,838	51,318
貸出者数	21,322	20,990	21,640	23,292	21,818	21,800	20,321	19,450	18,799
貸出点数	84,287	109,718	128,431	143,600	137,690	141,744	138,028	138,183	136,541
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入館者数	51,449	51,585	50,887	49,199	48,703	44,684	46,368	42,359	40,294
貸出者数	18,291	18,908	19,042	19,286	18,370	17,797	18,681	17,312	16,149
貸出点数	139,442	142,943	141,841	135,903	132,310	127,484	134,019	124,287	112,850
	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	累計
入館者数	36,648	35,788	28,694	23,503	27,675	24,924	26,948	27,909	1,200,442
貸出者数	15,255	13,785	11,643	10,020	11,173	10,951	10,282	10,281	446,658
貸出点数	111,318	107,035	90,683	80,190	85,258	87,394	85,416	84,239	3,080,834

利用状況推移



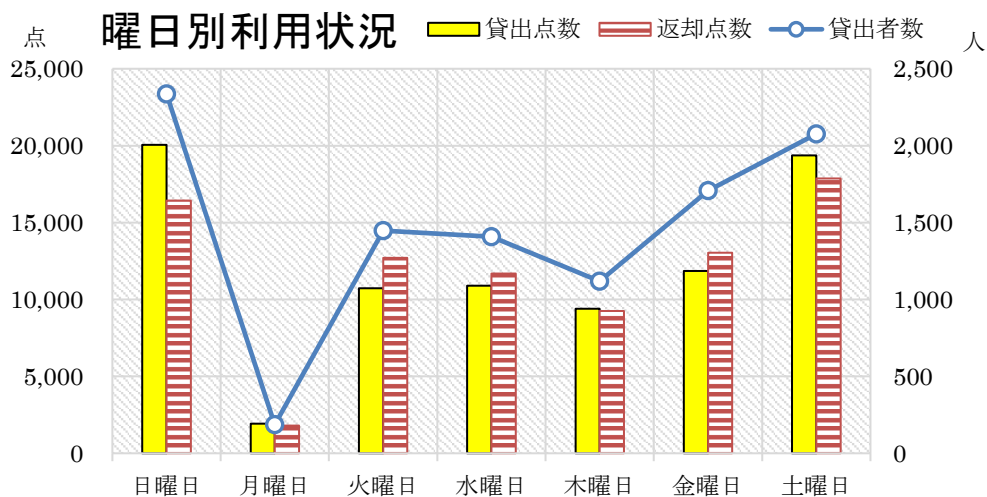
(3) 年齢等別登録及び利用状況（個人利用のみ）

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19～29歳	30～39歳
登録者数	59	175	179	210	1,395	2,048
貸出点数	3,532	7,955	338	204	3,186	9,458
	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	個人合計	団体・相互
登録者数	2,223	2,738	2,217	2,675	13,919	104
貸出点数	10,559	8,075	7,246	16,742	67,295	16,944



(4) 曜日別利用状況（団体含む）

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合 計
貸出者数	2,337	186	1,447	1,408	1,119	1,708	2,076	10,281
貸出点数	20,053	1,933	10,733	10,896	9,401	11,855	19,368	84,239
返却点数	16,434	1,797	12,711	11,695	9,253	13,033	17,870	82,793
予約点数	194	15	123	192	144	130	220	1,018
開館日数	49	6	46	48	40	48	49	286



(5) 団体貸出状況

(点数)

保育園	幼稚園	小学校	中学校	サークル等	その他施設	合計
754	1,014	10,918	973	179	3,106	16,944

その他施設…吉松中央公民館、保健センター、子育て支援センター、発達支援センター、学童保育など

(6) 予約（リクエスト）状況

予 約	図 書	視聴覚資料	雑 誌	小 計	合計
	835	14	92	941	
WEB予約	図 書	視聴覚資料	雑 誌	小 計	1,018
	77	0	0	77	
リクエスト	購 入	(同一資料 リクエスト)	他館より借受	提供不可	合 計
	306	9	29	4	339

(7) 相互貸借状況

貸 出	依頼件数	うち提供	謝絶	借 受	依頼件数	うち提供	謝絶
	5	5	0		29	29	0

※謝絶…新刊本、コミック等をお断りしたもの。あるいは、されたもの。

(8) 施設利用状況

	小会議室		創作室 1		創作室 2		電気炉	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
合 計	7	17	9	45	29	110	16	53

(9) レファレンス（調査相談業務）状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	51	51	48	64	62	30	42	49	42	52	57	46
累計	51	102	150	214	276	306	348	397	439	491	548	594

※レファレンスの内容・・・タイトル不明や新聞掲載などの本の探し物、読み聞かせや読書に関する相談、仕事・子育て・生活にまつわる調べ物（課題解決）、郷土に関する研究、他の課や機関・施設の紹介など

4 事業等

(1) 行事

日 時	名称・内容等		備考 (講師・場所等)	参加者(名)	
				子ども	大人
4/12(土) 10:30～	開館25周年記念おはなし会	おはなし会	おはなしコーナー	15	11
4/18(金) 9:20～	栗野小学校出前おはなし会	おはなし会	栗野小学校	168	
5/5(月) 14:00～	こどもの日おはなし会	おはなし会	おはなしコーナー	9	8
5/27(火) 14:30～	第1回 読書推進連絡会		創作室1	16	
6/20(金) 9:40～	吉松小学校出前おはなし会	おはなし会	吉松小学校	71	
6/25(水) 14:00～	第1回 図書館協議会		小会議室	9	
6/26(木) 13:30～	第1回 学校司書部会	視察研修	吉松小学校・吉松中学校	6	
8/1(金)～8/31(日)	夏の大古本市		くりの図書館	—	
8/7(木) 14:10～	栗野学童出前おはなし会	おはなし会	栗野学童	25	2
8/9(土)～8/30(土)	湧水町誕生20周年記念事業 わかったさんの世界展	原画展	町民ホール	1,273	
8/23(土) 10:30～	湧水町誕生20周年記念事業 わかったさんの世界展	トーク&お話し会 & ワークショップ 「わかったさんを描こう！」(限定)	町民ホール	68	
		サイン会(限定)		50	
8/21(木) 14:00～	第2回 学校司書部会	情報交換・実技研修	創作室1	6	
9/1(月)～10/14(火)	認知症展示	展示	くりの図書館	—	
9/10(水) 14:00～	吉松幼稚園出前おはなし会	おはなし会	吉松幼稚園	4	3
9/11(木) 14:00～	赤ちゃんひろば	おはなし会	よしまつふれあいの家	3	3
9/15(月)～9/25(木)	特別館内整理期間		くりの図書館	—	
9/23(火) 秋分の日 14:00～	特別おはなし会	Weekend Quintet ウィークエンド クインテット	いきいきセンターくりの郷 町民ホール	80	
10/15(水) 10:40～	上場小出前おはなし会	おはなし会	上場小学校	16	9
10/19(日) 13:30～	アートと本 「カラフルな傘で出かけよう！」	創作教室	いきいきセンターくりの郷 研修室1・2	14	6
10/23(木) 9:40～	吉松小出前おはなし会	おはなし会	吉松小学校	71	
10/23(木) 10:00～	ニツ葉認定こども園出前おはなし会	おはなし会	ニツ葉認定こども園	50	

次頁へつづく

日 時	名称・内容等		備考 (講師・場所等)	参加者(名)	
				子ども	大人
10/29(水) 14:30～	第2回 読書推進連絡会	研修講師:絵本歌い屋 まっとうさん(山元 全氏)	いきいきセンターくりの郷 研修室1・2	17	
10/30(木) 9:45～	幸田小学校出前おはなし会	おはなし会	幸田小学校	19	
11/3(月) 10:30～	出張おはなし会 in霧島アートの森	おはなし会	霧島アートの森	45	
11/8(土) 9:40～	轟小学校出前おはなし会	おはなし会	轟小学校	46	13
11/8(土) 13:00～	椋鳩十生誕120周年記念 ゆかりの地めぐり	町内の椋鳩十文学作品 ゆかりの地解説(山口優氏)	湧水町	13	
11/18(火) 13:30～	吉松幼稚園出前おはなし会	おはなし会 保護者参観	吉松幼稚園	7	11
12/12(金) 13:20～	吉松中学校出前おはなし会	おはなし会	吉松中学校	27	
12/23(火) 15:00～	クリスマスおはなし会	おはなし会	よしまつふれあいの家	5	
1/4(日)～1/31(土)	冬の大古本市		くりの図書館	—	
1/4(日) 10:00～	運試しおみくじ	雑誌の付録譲渡	くりの図書館	—	
1/4(日) 10:00～	おたのしみ福袋	職員が選んだ おすすめ本の貸出	くりの図書館	—	
1/29(木) 14:05～	選書体験講座		轟小学校	48	8
2/15(日) 14:00～	特別版 おはなしの森 「こだま+(プラス)」		いきいきセンター ホール	46	
2/17(火) 14:30～	第3回 読書推進連絡会		創作室1	14	
2/18(水) 14:00～	第2回 図書館協議会		小会議室	6	
3/12(木) 14:30～	第3回 学校司書部会		小会議室	6	
3/21(土) 14:00～	大人のためのおはなしの時間	絵本歌い屋 まっとうさん(山元 全氏)	くりの図書館	3	27

(2) 定例おはなし会・ブックスタート

名称・内容等		場所	時期	協力・担当等	参加者（名）	
					子ども	大人
おはなし会	おはなしの森	くりの図書館	偶数月第3日曜 10:30～	図書館職員	66	42
	ぼくとわたしの おはなしの時間	よしまつふれあいの家	奇数月 いずれかの木曜日 15:00～	図書館職員	65	16
ブックスタート 3・4ヶ月乳児健診時保護者対象 (読み聞かせの説明・絵本の手渡し)		栗野保健センター	年12回	健康増進課	26	
1回目	4/24(木)	「いないいないばあ」「くだもの」			4	
2回目	5/29(木)	※未実施			0	
3回目	6/26(木)	「ぺんぎんたいそう」「くだもの」			8	
4回目	7/31(木)	※未実施			0	
5回目	8/28(木)	「くだもの」			1	
6回目	9/25(木)	「くだもの」			3	
7回目	10/30(木)	「ぺんぎんたいそう」「くだもの」			3	
8回目	11/20(木)	「ぺんぎんたいそう」「いないいないばあ」			1	
9回目	12/18(木)	※未実施			0	
10回目	1/22(木)	「ぺんぎんたいそう」「くだもの」			3	
11回目	2/26(木)	※未実施			0	
12回目	3/26(木)	「ぺんぎんたいそう」「くだもの」			3	

(3) スキルアップ等の研修実績

日時	名称・内容など		備考 (講師・場所など)	本館参加者（名）
5/16(金)	令和7年度図書館「総合」講座 (基本編)	講演等	鹿児島県立図書館	2
8/27(水)	令和7年度読書活動推進人材スキルアップ研修会(南薩支部)	講演等	指宿市	2
9/17(水)	令和7年度読書推進人材 スキルアップ研修会 (始良伊佐支部)	事例発表(町内代表) 吉松小学校:水谷恵子氏 吉松中学校:福永麻美氏 朗読倶楽部まんまる :北原妙子氏	栗野中央公民館	7
10/6(月)	令和7年度県図書館 公立図書館長及び業務担当者会	講演等	中種子町	2
11/19(水)	鹿児島県図書館大会	講演等	カクイクス交流センター	3
12/2(火)～12/3(水)	先進地視察研修	視察	八代市立図書館 熊本市立図書館	1
2/20(金)	始良伊佐支部図書館 視察研修	視察	天草市立図書館 不知火図書館	5

(4) 視察及び研修等の受け入れ

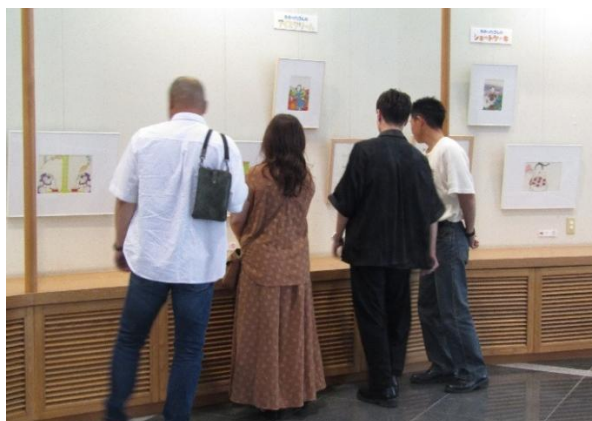
日時	名称・内容など	備考 (講師・場所など)
5/20(火)	轟小学校 ツアー・お仕事体験	9
5/23(金)	高千穂小学校 遠足	28
6/4(水)	湧水町子育て支援センター ぽかぽか来館	14
6/6(金)	横川小学校 お仕事体験	19
6/12(木)	上場小学校 お仕事体験	9
7/2(水)	栗野小学校 お仕事体験	32
7/23(水)	上場学童 来館	7
8/7(木)・8/27(水)	吉松中学校 池田先生 パワーアップ研修	1
9/3(水)～9/4(木)	栗野中学校 職場体験	3
9/5(金)～9/10(水)	宮崎学園短期大学 企業実習	1
10/8(水)	吉松小学校 お仕事体験	14
10/31(金)	飯野小学校 ツアー・おはなし会	56
11/14(金)	大口小学校 遠足	83
12/26(金)	大口さくらこども園 遠足	33
2/20(金)	ニツ葉認定こども園 遠足	20

(5) その他

期 日	内 容 等	備 考
6/14(土)～	高校生ボランティア3名 活動開始	毎月 第2・4土曜
1/4(日)	20歳のつどい参加者より寄付	

〔特別行事〕

●湧水町誕生 20 周年記念事業 絵本原画展「わかったさんの世界展」・永井郁子さん講演会



●棕鳩十 生誕 120 周年記念ツアー「ゆかりの地めぐり」



●外部団体によるおはなし会（「こだま^{プラス}」さん、山本 全さんによるおはなし会）



[定例行事]

●開館 25 周年記念おはなし会



●職員による館内おはなし会（こどもの日おはなし会・定例おはなし会）



●文化の日おはなし会（霧島アートの森）



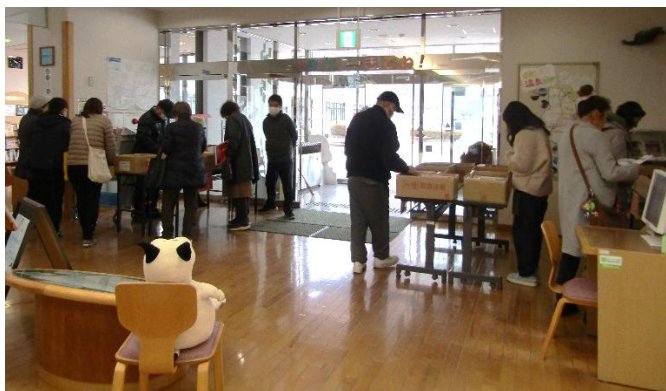
●出前おはなし会（町内小中学校・幼稚園・学童クラブなど）



●職場体験・お仕事体験・図書館ツアー・見学受入れ



●大古本市（夏・冬 2回）



●アートと本（秋の創作教室）講師：霧島アートの森 主任学芸員 田中信幸さん



●選書体験講座（轟小学校）



●ブックスタート（3・4か月乳幼児健診時）



10 図書館のあゆみ

平成6年度

平成 6年 5月31日 総合福祉施設設置検討プロジェクトの設置（13名）
（平成9年4月21日廃止 うち16回開催）

.....

平成9年度

平成 9年 3月27日 プロジェクト先進地研修（始良町 3名）
4月24日 実施委員会研修（佐賀県三日月 8名）
9月 5日 図書館研修視察（佐賀県三日月 10名）
10月 1日 総合交流施設対策室を町民課に設置（専任3名 兼務1名）
図書館建設に伴う研修（末吉町・志布志町 4名）
10月31日 図書館研修視察（県立図書館・知覧町 6名）
11月 6日 図書館建設準備委員会の設置（14名）
11月12日 第1回図書館建設準備委員会
12月 2日 図書館先進地合同研修（えびの市、始良町）
1月21日 第2回図書館建設準備委員会・第3回（2月25日）・第4回（3月23日）
・第5回（9月1日）・第6回（平成10年12月1日）
・第7回（平成11年8月13日）
11月14日 図書館開設検討委員会の設置（12名）
11月20日 第1回図書館開設検討委員会
12月 2日 図書館先進地合同研修（えびの市、始良町）
1月23日 第2回図書館開設検討委員会・第3回（2月27日）・第4回（3月30日）
・第5回（平成10年9月4日）・第6回（平成10年12月4日）
・第7回（平成11年9月10日）
平成10年 1月 7日 電算化に伴う選考委員会の設置（10名）
1月 9日 第1回電算化に伴う選考委員会・第2回（1月21日）
2月 6日 図書館建設に係る専門家との協議（伊藤松彦先生、種村エイ子先生）
2月18日 図書館先進地研修視察（伊万里市民図書館、三日月町図書館）

.....

平成10年度

平成10年 6月10日 栗野町立図書館書籍納入組合結成
6月23日 図書館建設打ち合わせ（平湯文夫先生）
6月30日 栗野町図書館購入基金条例の制定
7月17日 図書館平面計画について協議（平湯先生 三日月町にて）
7月28日 図書館建設計画について協議（種村エイ子先生）
平成11年 2月22日 本体工事起工式

.....

平成11年度

平成11年 8月 2日 図書館システム選考委員会の設置（11名）
8月 2日 第1回図書館システム選考委員会・第2回（8月12日）
8月23日 図書館システムの決定（南日本情報処理センター）

10月18日 図書館のシンボルマーク決定
 12月29日 栗野町中央公民館図書室の閉室
 平成12年 2月 7日 新図書館名称を「くりの図書館」に決定
 2月29日 図書館利用者カードの決定

平成12年度

平成12年 4月 1日 くりの図書館職員異動辞令交付（職員3名）
 4月14日 いきいきセンターくりの郷・くりの図書館 開館
 8月 3日 絵本のつどい（町民ホール ～8/31）
 8月29日 飯野和好おはなし会
 平成13年 1月21日 入館者5万人達成
 ○ 図書館協議会 年3回（5月、12月、2月）以降毎年 年3回

平成13年度

平成13年 4月14日 くりの図書館開館1周年記念行事
 6月 1日 貸出点数10万点達成
 7月27日 アンパンマン絵本原画展（町民ホール ～8/15）
 8月12日 やなせたかしミニコンサート開催
 12月22日 創作教室（凧作り）開催
 ○ 幼・小・中・図書館連絡会 年3回（5月、11月、2月）以降毎年 年3回

平成14年度

平成14年 4月14日 くりの図書館開館2周年記念行事
 4月19日 貸出点数20万点達成
 8月10日 葉祥明の世界（原画展及び講演会 町民ホール ～9/1）
 8月18日 葉祥明講演会開催「絵本が育てる子どもの心」
 11月28日 図書館協議会 研修視察（末吉町・三股町図書館研修視察）
 平成15年 2月 1日 貸出点数30万点達成
 2月13日 かいけつゾロリ作品展（町民ホール ～2/26）
 2月23日 原ゆたかお絵かき教室

平成15年度

平成15年 4月14日 くりの図書館開館3周年記念行事
 5月 ゴールデンウィーク休館返上開館
 7月、8月 夏休み期間中休館日返上開館開始（以降毎年8月は全日開館）
 9月21日 図書館協議会 研修視察（川辺町・知覧町図書館研修視察）
 10月 8日 金子みすゞの世界（町民ホール ～11/4）
 10月10日 貸出点数40万点達成

平成16年度

平成16年 4月10日 出版図書贈呈式（中水流真紀さん）
 4月14日 くりの図書館開館4周年記念行事

	6月27日	貸出点数 50 万点達成
	8月 7日	日本昔話絵本原画展（町民ホール ～8/31）
	8月22日	講演会「昔話が育てる子どもの心」（松谷みよ子）
平成17年	3月22日	湧水町誕生（吉松町・栗野町合併）
	3月23日	貸出点数 60 万点達成

平成17年度

平成17年	4月14日	くりの図書館開館5周年記念行事
	10月 8日	「世界中の子どもたちが103」絵本原画展及び講演会（～10/27）
	10月27日	図書館協議会 研修視察（山鹿市鹿本図書館研修視察）
	11月29日	貸出点数 70 万点達成

平成18年度

平成18年	4月14日	くりの図書館開館6周年記念行事
	7月21日	「あらしのよるに」絵本原画展及び講演会（あべ弘士）（～8/31）
	8月17日	貸出点数 80 万点達成
	10月26日	図書館協議会 研修視察（宮崎県綾てるは図書館研修視察）
	○	司書（補）部会 年4回（5月、8月、10月、3月）以降毎年 年3回

平成19年度

平成19年	4月14日	くりの図書館開館7周年記念行事
	5月19日	貸出点数 90 万点達成
	7月20日	「だじゃれ」シリーズ絵本原画展（～8/30）
	7月29日	講演会「絵本の絵のメッセージ」（高畠純）
	10月25日	図書館協議会 研修視察（志布志市立図書館、香月小学校視察研修）
	12月 4日	図書館システム更新
平成20年	2月26日	貸出点数 100 万点達成
	3月26日	インターネットによる館外からの蔵書検索システム導入

平成20年度

平成20年	4月15日	くりの図書館開館8周年記念行事
	7月19日	あきやまただし絵本原画展（～8/30）
	8月10日	講演会「あきやまただし絵本ライブ」（あきやまただし）
	10月19日	貸出点数 110 万点達成
	10月23日	図書館協議会 研修視察（南九州市立颯娃図書館、別府小学校視察研修）

平成21年度

平成21年	4月14日	くりの図書館開館9周年記念行事
	7月18日	宮西達也絵本原画展（～8/30）
	8月 9日	講演会「にゃーごのやさしさ ティラノのおもいやり」（宮西達也）
		ワークショップ「宮西達也先生といっしょに絵をかこう！」
	7月24日	貸出点数 120 万点達成

10月22日 図書館協議会 研修視察（出水市立中央図書館、江内中学校視察研修）
 11月10日 図書館公用車購入
 平成22年 2月 3日 インターネット情報検索用パソコン導入（2台）

平成22年度

平成22年 4月 4日 貸出点数 130 万点達成
 4月11日 くりの図書館開館 10 周年記念行事
 7月18日 絵本原画展「中川ひろたかと 5 人の絵本作家たち」（～8/29）
 8月 8日 講演会「絵本とうたであそぼう」（中川ひろたか・大友剛）
 10月28日 図書館協議会 研修視察（南九州市立川辺図書館、川辺小学校視察研修）
 12月 5日 貸出点数 140 万点達成

平成23年度

平成23年 4月10日 くりの図書館開館 11 周年記念行事
 7月17日 とよたかずひこ絵本原画展（～8/28）
 8月 7日 講演会「九州新幹線にのって ももんちゃんがやってきた」（とよたかずひこ）
 ワークショップ「とよた先生と 2 時間で 8 ページの絵本をつくろう」
 8月23日 貸出点数 150 万点達成
 11月24日 図書館協議会 研修視察（日置市立中央図書館、伊集院北小学校視察研修）

平成24年度

平成24年 4月14日 くりの図書館開館 12 周年記念行事
 5月22日 貸出点数 160 万点達成
 7月21日 長野ヒデ子絵本原画展（～8/26）
 8月19日 講演会「絵本はうれしい 紙芝居はおもしろい」（長野ヒデ子）
 ワークショップ「たいこさんのぶらぶら人形をつくって歌ってあそぼう」
 11月22日 図書館協議会 研修視察（指宿市立山川図書館、天保山中学校視察研修）
 平成25年 2月 8日 貸出点数 170 万点達成

平成25年度

平成25年 4月28日 くりの図書館開館 13 周年記念行事
 10月12日 企画展「谷川俊太郎 詩と絵本を味わう展示」（～10/23）
 10月19日 谷川俊太郎 & D i V a 「歌に恋して～詩の朗読と歌のコンサート」 in 湧水
 11月 5日 貸出点数 180 万点達成
 11月28日 図書館協議会 研修視察
 （福岡県大木町こっぽーと、福岡県筑後市立図書館視察研修）

平成26年度

平成26年 4月13日 くりの図書館開館 14 周年記念行事
 8月11日 貸出点数 190 万点達成
 7月24日 吉松庁舎前ブックポスト設置
 ○ 第3回 椋鳩十作品読書感想文コンクール実施（以降 令和6年度まで隔年度実施）

平成27年度

平成27年	4月19日	くりの図書館開館15周年記念行事
	5月30日	貸出点数200万点達成
	7月24日	開館15周年・町制施行10周年記念 「原ゆたか原画展」(～8/23)
	8月9日	原ゆたかワークショップ「かいけつゾロリのおえかき会」 原ゆたか講演会「かいけつゾロリができるまで」
	1月28日	図書館協議会 研修視察 (熊本県菊陽町図書館、菊陽北小学校 視察研修)

平成28年度

平成28年	4月16日	くりの図書館開館16周年記念行事
	11月12日	鈴木のりたけ講演会「『しごとば』ができるまで」
	12月1日	図書館新システム稼働(富士通 WebiLis V3)

平成29年度

平成29年	4月22日	くりの図書館開館17周年記念行事
	7月22日	「絵本と紙しばい展」(～8/20)

平成30年度

平成30年	4月1日	毎週金曜日の開館時間延長の実施(～令和6年度まで実施)
	4月15日	くりの図書館開館18周年記念行事

令和元年度

平成31年	4月14日	くりの図書館開館19周年記念行事
令和 元年	8月9日	貸出点数250万点達成
令和 2年	2月18日	えんとつ町のプペル 原画展(～2/19)
	3月9日	第4次湧水町子ども読書活動推進計画 策定
	3月18日	図書棚の新設(55番 書庫内)

令和2年度

令和 2年	4月14日	くりの図書館開館20周年記念行事
	4月18日	新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館(～5/14)
	5月31日	ネット予約開始
	7月1日	開館20周年記念展示「おめでとうくりの図書館」(～7/31)
	1月5日	フォト成人式
令和 3年	1月14日	新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館(～1/27)

令和3年度

令和 3年	4月11日	くりの図書館開館21周年記念行事
	7月22日	ザ・キャビンカンパニー原画展・公開制作(8/2～8/15)
	8月16日	鹿児島県緊急事態宣言に伴う臨時休館(～9/12)
	9月8日	感染防止対策備品設置
	9月13日	鹿児島県緊急事態宣言に伴う臨時休館延長(～9/30)

	10月 1日	霧島アートの森企画展「いとなみ」(～11/7)
	11月 12日	霧島アートの森企画展「いとなみ」あみものをほどくワークショップ(～11/21)
令和 4年	1月 27日	鹿児島県まん延防止等重点措置に伴う臨時休館(～2/20)
	2月 21日	鹿児島県まん延防止等重点措置に伴う臨時休館延長(～3/6)
	3月 7日	月曜日特別開館

令和4年度

令和 4年	4月 10日	くりの図書館開館22周年記念行事
	5月 24日	くりの図書館屋上防水改修工事(～9/9)
	5月 25日	霧島アートの森企画展「間借りオープンアトリエ」(～6/1)
	6月 28日	霧島アートの森企画展「間借りオープンアトリエ」(～7/2)
	10月 27日	霧島アートの森企画展「間借りオープンアトリエ」(～11/6)
	11月 3日	大人向けおはなし会「大人のためのおはなしの時間」開始
	11月 29日	図書館協議会 研修視察(鹿児島市立天文館図書館)
令和 5年	3月 18日	第2回大人向けおはなし会「大人のためのおはなしの時間」

令和5年度

令和 5年	4月 16日	くりの図書館開館23周年記念行事
	7月 1日	岩田明子「ばけたくん」原画展 関連展示 「ぼくの！わたしの！ばけたくん」(～7/19)
	7月 21日	岩田明子「ばけたくん」原画展(～8/26)
	7月 29日	ワークショップ「絵本の読み聞かせ&ぬりえ」 対談「岩田明子さんにばけたくんについて聞いてみた！」

令和6年度

令和 6年	4月 14日	くりの図書館開館24周年記念行事
	10月 12日	絵本作家かこいかぐみ 読み聞かせ・ワークショップ
	11月 25日	図書館協議会 先進地研修 かもいけみらいの森
	1月 11日	棕鳩十まつり 朗読クラブまんまる 北原 妙子(計6回)
令和 7年	3月	第5次湧水町子ども読書活動推進計画 策定

令和7年度

令和 7年	4月 12日	くりの図書館開館25周年記念行事
	8月 9日	湧水町誕生20周年記念事業「わかったさんの世界展」(～8/30)
	8月 23日	トーク&おはなし会・ワークショップ「わかったさんを描こう！」・サイン会
11月 8日		棕鳩十生誕120周年記念ツアー「ゆかりの地めぐり」
	○	図書館協議会 年2回(6/25, 2/18)
	○	図書館読書推進連絡会 年3回(5/27, 10/29, 2/17)
	○	学校司書部会 年3回(6/26, 8/21, 3/12)

1 1 条例・規則

1 湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法第 10 条(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、湧水町くりの図書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 すべての町民の知的自由及び生涯にわたる自己学習を保障し、文化の発展を促すため、自由で公平な資料及び情報を提供することを目的として、湧水町くりの図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

2 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 湧水町くりの図書館
- (2) 位置 湧水町米永 411 番地 1

(管理)

第 3 条 図書館は、湧水町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第 4 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(守秘義務)

第 5 条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定により、湧水町くりの図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 前項の協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の報酬及び費用弁償は、湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年湧水町条例第 34 号)の定めるところとする。

5 その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(平 24 条例 3・一部改正)

(使用許可)

第 7 条 図書館の施設(創作室 1、創作室 2)及び設備(電気炉)(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 館長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の許可を与えないことができる。

- (1) 図書館の目的に反するとき。
- (2) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (3) 教育委員会において使用させることが適当でないと認めるとき。
- (4) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 8 条 前条の使用者は、別表第 1 に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能になったとき。
- (2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用開始前に許可の取消しを申し出て館長がこれを認めたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、館長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第9条 館長は、図書館の目的に沿って使用するとき、又は特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用制限及び取消し等)

第10条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は館長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 公益上の必要により許可を取り消したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、館長はその賠償の責めを負わないものとする。

(施設等の変更禁止)

第11条 使用者は、その使用に際して施設を模様替えし、又は特別な設備を付加してはならない。ただし、館長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(図書館利用者カードの交付及び手数料)

第14条 図書館資料の利用者が貸出しを受けるときは、図書館利用者カードの交付を受けなければならない。

2 図書館利用者カードを紛失したとき、又は交付時点と内容に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

3 図書館利用者カードの再交付を受けるときは、別表第2に定める手数料を前納しなければならない。

(入館の制限)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
- (2) 感染性の疾患がある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償義務)

第16条 使用者は、施設等を故意に損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(立入検査及び指示)

第17条 使用者は、職員が職務執行のために行う立入検査又は必要な指示に対して、これを拒むことはできない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のくりの図書館の設置及び管理に関する条例(平成 12 年栗野町条例第 16 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日条例第 17 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 10 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 6 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 6 月 7 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

別表第 1(第 8 条関係)

(令元条例 14・全改)

区 分		使 用 料
施 設 等	創 作 室 1	1 時間当たり 208 円
	創 作 室 2	1 時間当たり 208 円
	電 気 炉	1 時間当たり 208 円

備考

- 1 施設等の使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とする。
- 2 町外者が使用する場合は、上記使用料に 3 割を乗じた額を加算する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 器具機材の外部からの持込み等規定以外の事情が生じたときは、その都度協議し決定する。

別表第 2(第 14 条関係)

(令元条例 14・全改)

図書館利用者カード再交付手数料	1 回当たり 208 円
-----------------	--------------

2 湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 22 日
教育委員会規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年湧水町条例第 93 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

(組織)

第 2 条 湧水町くりの図書館(以下「図書館」という。)に事務局を置く。

2 事務局に次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 奉仕係

(職員)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、図書館に図書館長(以下「館長」という。)及び司書を置く。また、必要に応じて次の職員を置くことができる。

- (1) 参事
- (2) 館長補佐、係長
- (3) 司書補その他の職員

2 館長については、司書の資格を有する者又は図書館等に関する知識を有する者とする。

(平 29 教委規則 3・平 31 教委規則 1・一部改正)

(職務)

第 4 条 前条に掲げる職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 参事は、上司の命を受けて、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。
- (2) 館長補佐は、上司の命を受けて、図書館の事務を処理し、館長を補佐する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、図書館の事務を処理する。
- (4) 司書、司書補その他の職員は、上司の命を受け、図書館の事務及び専門的業務に従事する。
- (5) 前号の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、他の業務に従事させることができる。

2 館長の職務は、別に定める。

(平 29 教委規則 3・平 31 教委規則 1・一部改正)

(事務分掌)

第 5 条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 庶務係

ア 公印の保管に関すること。

イ 文書の収受、発送及び保管に関すること。

ウ 予算に関すること。

エ 施設及び設備の管理に関すること。

オ 広報に関すること。

- (2) 奉仕係

ア 図書館資料の選定、収集、整理、保存及び処分に関すること。

イ 図書館資料の閲覧、複写、貸出しその他の利用に関すること。

ウ 読書案内及び読書相談に関すること。

エ 他の図書館、学校その他の教育機関、研究機関等との連携、協力及び相互貸借に関すること。

オ 読書会、研究会、講演会、映写会、展示会等の開催及び奨励に関すること。

カ 身体障害者に対する利用援助をすること。

キ 図書館報その他読書資料の発行及び頒布をすること。

ク 読書団体との連携、協力及び育成指導に関すること。

ケ その他図書館の目的達成のため必要な事業を行うこと。

第3章 業務

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、湧水町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、変更することができる。

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日(その日が次号の休日に当たるときは、その翌以後の最初の休日でない日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日、海の日及び文化の日は除く。
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 館内整理日(毎月第4木曜日)
- (5) 特別整理日(年20日以内で教育委員会が定める日)

(貸出しの対象)

第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる者(以下「個人」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住している者又は町内の事業所、学校等に通勤、通学若しくは通園している者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、館長が適当であると認めたときは、期限を定めて個人貸出しを受けることができる。
- 2 町内に所在する機関、学校、事業所その他の団体(以下「団体」という。)で主体的に読書活動を行う団体は、団体貸出しを受けることができる。

(図書館利用者カード)

第9条 条例第14条の規定により、図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、図書館利用者カード申込書(第1号様式)を館長に提出して、図書館利用者カード(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体は、団体貸出申込書(第3号様式)を館長に提出して、図書館利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館利用者カードを提出しなければならない。

4 図書館利用者カードを紛失したとき、又は交付時点と内容に変更が生じたときは、図書館利用者カード紛失・変更届(第4号様式)を速やかに館長に提出しなければならない。

5 図書館利用者カードは、他人その他の団体に譲渡し、若しくは転貸し、又は不正に使用してはならない。

6 図書館利用者カードが登録者本人以外の者によって使用され損害が生じたときは、その責めは、登録者本人に帰属するものとする。

(図書館利用者カードの有効期限)

第10条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定により、図書館利用者カードの交付を受けた者は、第8条第1項の規定による資格喪失までとする。
- (2) 前条第2項の規定により、図書館利用者カードの交付を受けた団体は、交付の日から2年間とする。

(貸出数量及び期間)

第11条 図書館資料の個人貸出数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 図書資料(紙芝居及び雑誌を含む。)の貸出冊数の制限はなく、貸出期間は、貸し出した日から15日以内とする。ただし、雑誌については、貸し出した日から8日以内とする。

- (2) 視聴覚資料の貸出点数は、1人2点以内とし、貸出期間は、貸し出した日から8日以内とする。
- (3) 貸出期間の延長は、予約のない資料に限り、返却日から8日を限度として認める。ただし、雑誌及び視聴覚資料は、延長を認めない。
- 2 図書館資料の団体貸出冊数は、1団体100冊以内とし、貸出期間は貸し出した日から2箇月間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの制限)

第12条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、館外貸出しを制限することができる。

(資料の返納)

第13条 図書館資料の貸出しを受けた者は、指定された期間内に返納しなければならない。期間内に返納しない者に対して、館長は、図書館資料の貸出しを制限することができる。

(損害の弁償)

第14条 利用者は、図書館資料を汚損し、破損し、又は亡失したときは、館長が相当と認めた現品又は代価をもって弁償しなければならない。ただし、災害その他利用者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、この限りでない。

(図書館資料の複写)

第15条 図書館資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)第30条及び第31条の範囲内に限り複写することができる。

2 図書館資料の複写は、図書館の所蔵及び管理する資料に限る。

(複写の責任)

第16条 図書館資料の複写について、法に規定する責任は、当該複写した者が負わなければならない。

(複写の費用)

第17条 第15条に規定する複写の費用は、実費とする。

(資料の寄贈及び寄託)

第18条 図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、図書館資料寄贈・寄託申込書(第5号様式)を館長に提出し、その承認を受けるものとする。

3 図書館資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、必要に応じて特に図書館が負担することがある。

4 寄贈された資料は、図書館の所有に属し、寄託された資料は、無償寄託とし、図書館所有の資料と同様の取扱いをする。

(寄託資料の返還)

第19条 寄託資料は、寄託者の要請又は図書館の都合により、これを返却することができる。

(賠償責任)

第20条 図書館は、寄託された資料が通常の管理の下で破損し、又は滅失したときは、その責めを負わないものとする。

(使用許可の申請)

第21条 条例第7条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、図書館施設等使用許可申請書(第6号様式。以下「使用許可申請書」という。)を館長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の6箇月前から前日まで受け付けるものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 使用許可の順位は申請順によるものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めたときは、その限りでない。

(使用の許可)

第22条 館長は、施設等の使用を許可したときは、図書館施設等使用許可書(第7号様式。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用時間)

第 23 条 施設等の使用時間は、第 6 条に規定する開館時間内とする。ただし創作室については、午前 10 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用料の還付)

第 24 条 条例第 8 条第 2 項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、図書館施設等還付申請書に、使用許可書又は図書館施設等使用許可取消通知書(以下「使用許可取消通知書」という。)を添えて館長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 25 条 条例第 9 条の規定により使用料の減免をするときは、次に定めるとおりとする。

(1) 町及び町の機関が使用する場合は、全額免除する。

(2) 前号に掲げる場合のほか、公益上館長が特に必要があると認めたときは、全額又は一部を減額し、又は免除することができる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、図書館施設等減免申請書(第 8 号様式)を使用許可申請書と同時に館長に提出しなければならない。

(使用許可の変更又は取消し)

第 26 条 使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、直ちに図書館施設等使用許可変更・取消申請書に使用許可書を添えて館長に提出しなければならない。

2 館長は、使用許可事項の変更を許可したときは、提出された使用許可書に必要事項を記載してこれを交付し、使用許可の取消しを認めたときは、使用許可取消通知書を交付する。

(使用制限等の通知)

第 27 条 館長は、条例第 10 条第 1 項の規定により使用許可を取り消し、若しくは使用を中止し、又は必要な措置を命ずる場合は、図書館施設等使用許可取消・使用許可中止及び措置命令通知書を交付する。

(使用者及び入館者の遵守事項)

第 28 条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 危険物又は動物を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 館内を不潔にしないこと。

(4) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。

(5) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙し、又はチラシ等を配付しないこと。

(6) 騒音を発し、暴力をふるうなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。

(8) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(9) その他職員の指示する事項に従うこと。

2 使用者は、前項に規定するもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。

(2) 使用後は、後片付け、清掃及び火の点検を十分に行い、職員に連絡して退館すること。

(原状回復の措置)

第 29 条 使用者は、条例第 13 条の規定により施設等を原状に回復したときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(損壊等の届出)

第 30 条 使用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに図書館施設等損壊届出書を館長に提出し、その指示に従わなければならない。

- 2 館長は、条例第 16 条の規定により、施設等を損壊し、又は滅失したときは、使用者に対し損害賠償を命ずることができる。

第 4 章 雑則

(その他)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前のくりの図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 12 年栗野町教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 15 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 15 日教委規則第 3 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

3 湧水町くりの図書館協議会運営規則

平成 17 年 3 月 22 日

教育委員会規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年湧水町条例第 93 号)第 6 条第 5 項の規定に基づき、湧水町くりの図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 協議会は、湧水町くりの図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関である。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会の一切の業務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、館長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

4 湧水町くりの図書館職員就業規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、湧水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年湧水町条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第2項の規定に基づき、湧水町くりの図書館に勤務する職員(以下「職員」という。)の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、変更することができる。

(令2教委規則6・一部改正)

(週休日)

第3条 職員の週休日は、月曜日及び任命権者が職員ごとに別に定める日とする。

2 任命権者は、前項の規定の週休日が4週間ごとの期間につき8日となるよう設けなければならない。

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、任命権者が所定の時間を定めるものとする。

(休暇その他の勤務条件)

第5条 第2条の規定による時間以外の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、勤務時間条例及びこれに基づく規則等を準用する。

(その他)

第6条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成22年4月19日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(令和2年5月15日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 湧水町くりの図書館長に関する規則

平成 17 年 3 月 22 日
教育委員会規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湧水町くりの図書館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年湧水町条例第 93 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、湧水町くりの図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営のため、湧水町くりの図書館長(以下「館長」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。(職務)

第 2 条 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(任命)

第 3 条 館長は、湧水町教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

(任期)

第 4 条 館長の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、次項の規定により就任した館長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、特別の事由があるときは、館長の在任期間中においても、これを解任することができる。

(勤務)

第 5 条 館長は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則並びに教育長の定める計画に従って勤務するものとする。

2 館長は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(館長の専決事項)

第 6 条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、教育長の決裁を受けなければならない。

(1) 図書館が行う恒例又は簡易な事業に関すること。

(2) 定期又は定例に属し、かつ、軽易な事項の通知、督促、請求、届出、照会、依頼、回答等、処理に関すること。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、館長に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



令和８年度 湧水町くりの図書館要覧

令和８年６月発行

編集・発行 湧水町くりの図書館

〒899-6207 鹿児島県始良郡湧水町米永 411 番地 1

T E L 0995-74-1821

F A X 0995-74-1822